

消防救第 177 号
平成 28 年 12 月 16 日

各都道府県知事
各指定都市市長

消防庁次長

消防法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 379 号。以下「改正令」という。）が本日公布されました。（別添）

今回の改正は、「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）を受け、過疎地域等において、市町村が救急業務の適切な実施を図るための計画を定めた場合に、救急隊は、救急自動車 1 台並びに救急隊員 2 人以上及び准救急隊員 1 人以上をもって編成できることとするものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第 1 准救急隊員を含む救急隊による救急業務の実施に関する事項（第 44 条第 2 項及び第 3 項関係）

- (1) 消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が、改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 44 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域内において発生する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（以下「実施計画」という。）を定めたときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、救急自動車 1 台並びに救急隊員 2 人以上及び准救急隊員 1 人以上をもって編成する

ことができることとしたこと。

なお、消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域及び当該管轄区域内において発生する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項については、別途定めることとしている。(第 44 条第 2 項関係)

(2) 令第 44 条第 2 項各号に規定する地域は、以下のとおりとしたこと。

- 一 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島の区域
- 三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島の区域
- 四 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域
- 五 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島の区域

(3) 市町村は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならないこととしたこと。(第 44 条第 3 項関係)

第 2 准救急隊員に関する事項（第 44 条第 6 項関係）

准救急隊員は、令第 44 条第 6 項各号のいずれかに該当する消防職員（消防吏員を除く。以下同じ。）をもって充てなければならないこととしたとともに、常勤の職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限ることとしたため、その任用に際しては十分に留意すること。

また、令第 44 条第 6 項各号に規定する消防職員は、以下のとおりとしたこと。

- 一 救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者
- 二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

なお、令第 44 条第 6 項第 1 号に規定する「救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるものの課程」については、92 時間の講習を別途定めることとしている。また、第 2 号に規定する「同等以上の学識経験を有する者」に

については、医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士及び救急科修了者を別途定めることとしている。

第3 施行期日に関する事項（改正令附則第1項関係）

施行期日は、平成29年4月1日としたこと。

第4 地方公務員災害補償法施行令の改正に関する事項（改正令附則第2項関係）

地方公務員災害補償法第46条に規定する特殊公務に従事する職員の特例について、准救急隊員についても、その対象としたこと。